

策定の趣旨等

を策定しました

- 生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養をめざした教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすることが重要であると考えています。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる文化部活動においては、学校教育の一環として教育課程との関連を図るとともに、教師のワーク・ライフ・バランスにも資するよう、学校全体として指導・運営に係る体制を構築する必要があります。
- 今後、少子化が進展する中で、文化部活動を持続可能なものとするため、本方針を策定しました。

ポイント

適切な休養日等の設定

- 高等学校段階では、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意するとともに、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準としました。

【休養日】

原則、週当たり2日以上（平日1日、週末1日以上）

※ 週末に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

【活動時間】

原則、平日2時間程度、学校の休業日3時間程度

※ できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

適切な指導の実施

- ・ 生徒の心身の健康管理
- ・ 体罰・ハラスメントの根絶
- ・ 合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入
- ・ 短時間で効果が得られる指導の実施

安全管理と事故防止

- ・ 事故の未然防止、事故発生時の適切な対応
- ・ 生徒に対する安全指導
- ・ 施設・設備の点検、安全対策
- ・ 気象急変時等の安全確保
- ・ 適切な生徒引率 等

今後、各学校が上記方針等を踏まえ、「活動方針」を作成します

- 【参考】義務教育課 Web サイトに以下の資料を掲載しています
- 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）
 - 文化部活動の在り方に関する方針（山口県教育委員会）
 - 「部活動指導の手引き（改訂版）」（山口県教育委員会）

Web サイトは
こちら



学校・家庭・地域みんなで適切な部活動を推進しよう

山口県教育委員会

【問合せ先】 山口県教育庁義務教育課、学校安全・体育課、教職員課、高校教育課
【TEL】 (083)933-4600 [義務教育課]、933-4690 [学校安全・体育課]、933-4555 [教職員課]、933-4627 [高校教育課]

【賛同団体】 山口県中学校長会、山口県公立高等学校長会、山口県中学校文化連盟、山口県高等学校文化連盟、山口県音楽教育連盟、山口県PTA連合会、山口県公立高等学校PTA連合会（順不同）

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 文化庁活動の方針の策定等
 - 学校の設置者は「国のガイドライン」に則り、「設置する学校に係る文化庁活動の方針」を策定する。
 - 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化庁活動の方針」に則り、毎年度、「学校の文化庁活動に係る活動方針」を策定する。
 - 文化庁活動の指導者は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。また、校長は活動方針等を公表する。
- (2) 指導・運営に係る体制の構築
 - 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の文化庁を設置するとともに、文化庁活動の指導者の決定に当たっては、適切な校務分掌等に留意し、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。また、各文化庁の活動内容を把握し、適宜、指導及び是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び文化庁活動の指導者は、県教委が作成する「部活動指導の手引き（改訂版）」を参考にして、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメント等の根絶を徹底する。また、学校の設置者は、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- 文化庁活動の指導者は、文化庁活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、文化庁活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- 成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、「運動部活動の在り方に関する方針」に準じて、以下を基準とする。

【高等学校】

- 学期中は、原則、週当たり2日以上（平日は1日、土曜日及び日曜日は1日以上）の休養日を設定する。
- ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意し、一時的に、週当たり2日以上（平日は1日、土曜日及び日曜日は1日以上）の休養日（週末のいずれかは原則として休養日に当てること）を設ける。その際も、学校の部活動の実態等に応じた、適切な休養日の設定に向け、継続的な検討を行う。
- 1日の活動時間は、原則、長くとも学期中の平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。
- ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意し、分野の特性等により、原則を超える場合においても、週当たりの活動時間の上限は16時間程度とし、各学校において適切に設定する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえた文化庁の設置等の工夫
 - 校長は、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化庁の設置等を含め、実施形態を工夫する。（季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるもの等）
 - 学校の設置者及び関係機関等は、生徒の部活動参加の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。
- (2) 地域との連携等
 - 学校の設置者及び関係機関等は、学校や地域の実態に応じて、社会教育施設、文化施設の活用や各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 各学校の文化庁が参加する大会数の上限の目安等を以下のとおりとし、校長は参加する大会等を精査する。

各学校の文化庁が参加する大会は、学校文化団体の主催もしくは共催する大会とする。
それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化庁活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

6 安全管理と事故防止

- 校長及び文化庁活動の指導者は、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について、適切な措置が講じられるよう徹底するとともに、生徒に対して安全に関する指導を行う。
- 文化庁活動の指導者は、施設・設備の点検や安全対策、気象急変時の安全確保、適切な生徒引率などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図る。
- 夏季の文化庁活動における、熱中症事故防止等の安全確保を徹底する。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、適切な対応を徹底する。